

広島県告示第七百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十七年 広島県告示第二百二十一号	
所在地		広島県三次市東河内町及び穴笠町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害区域	土砂災害特別警戒区域
	の自然現象類	の自然現象類	の自然現象類
本郷川（二五二隣一四）	土石流	本郷川（二五二隣一四）	土石流
本郷川（二五二隣一三）	土石流	本郷川（二五二隣一三）	土石流
本郷川（二五二隣一二）	土石流	本郷川（二五二隣一二）	土石流
本郷川（二五二隣一一）	土石流	本郷川（二五二隣一一）	土石流